



BAY HILLS

ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX : 045-450-6706



平成 30 年 1 月号

【今月の一言】

新春のお喜びを申し上げます。
新年の始まりのせいか、心も引き締まりますね。
寒さに負けず、勢いのある年にしたいと思います。
それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りを
お届けいたします。

厚労省の調査結果にみる平成 29 年賃 金改定の実態

◆100 人以上 300 人未満企業の賃上げ実施率は
「85.6%」

厚生労働省が 11 月下旬に公表した「平成 29 年
賃金引上げ等の実態に関する調査」によれば、「1
人平均賃金（所定内賃金の 1 人当たり平均額）を引
き上げた」と回答した 100 人以上 300 人未満企
業の割合は 85.6%で、前年（84.4%）を上回りま
した。全企業では 87.8%が引上げを実施しており、
こちらも前年（86.7%）を上回りました。

業種別では、電気・ガス・熱供給・水道業の 97.6%
が最も高く、建設業（97.1%）、製造業（95.7%）
が続きます。

◆改定額は？

改定額は、企業規模によって幅があります。全企
業では 5,627 円ですが、5,000 人以上企業では
6,896 円、1,000 人以上 5,000 人未満企業では
5,186 円、300 人以上 999 人未満企業では 5,916
円と、いずれも 5,000 円を超えました。

100 人以上 300 人未満企業では 4,847 円でし
たが、前年（4,482 円）を上回りました。

業種別では、建設業（8,411 円）が突出して高く、
不動産業、物品賃貸業（6,341 円）、情報通信業
（6,269 円、製造業（6,073 円）が続きます。

◆改定率は？

改定率は企業規模による差異は小さく、全企業で
2.0%、100 人以上 300 人未満企業でも 1.9%で
した。改定率でも、改定額と同じ 4 業種が 2.5~
2.1%で高い結果でしたが、生活関連サービス業、

娯楽業、医療、福祉でも 2.1%となっています。

◆改定に踏み切った理由

調査結果によると、100 人以上 300 人未満
企業で賃金改定にあたり最も重視した要素は
「企業の業績」（55.8%）でしたが、参考値と
なっている全企業の複数回答計の上位 3 つは、
「企業の業績」（65.8%）、「労働力の確保・定
着」（34.0%）、「雇用の維持」（28.5%）でし
た。

人手不足等により、やむを得ず賃上げに踏み
切った企業もあるかと思いますが、平成 30 年
度税制改正では、所得拡大促進税制を拡充し、
中小企業が 1.5%の賃上げを実施した場合に給
与増加分の 15%を法人税額から差し引けるよ
うにする案が盛り込まれる見通しで、こうした
施策の活用を検討する企業が増える可能性があ
ります。

1 月から「専門実践教育訓練給付金」 が拡充されます

◆最大で受講費の 7 割、年間 56 万円を給付

厚生労働省は、2018 年 1 月より、「専門実
践教育訓練給付金」の支給額と支給対象者を拡
大します。雇用保険の被保険者を対象に、支給
率については受講者が支払った教育訓練経費の
50%（資格取得等した場合はさらに 20%上乗
せして合計 70%）とし、上限額も年間 40 万
円（資格取得等した場合は年間 56 万円）とす
るものです。

社会人の学び直しを後押ししつつ、成長分野
の人材を増やすねらいです。

◆支給対象は支給要件期間 10 年から 3 年に短縮

専門実践教育訓練給付金の支給対象者は現在、
「雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間が
10 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受
けようとする人は 2 年以上）ある人」、「雇用保



険の被保険者であった人のうち、離職日の翌日
から受講開始日までが 1 年以内で、かつ支給要
件期間が 10 年以上（初めて教育訓練給付金の
支給を受けようとする人は 2 年以上）ある人」
となっています。

これを、来年 1 月以降に受講開始する専門実
践教育訓練を対象に、上記の支給要件期間を
10 年以上から 3 年以上（初めて教育訓練給付
金の支給を受けようとする人は 2 年以上）に短
縮します。

◆「教育訓練支援給付金」も拡充

失業中の人に支給する「教育訓練支援給付金」
についても拡充し、来年 1 月以降に受講開始す
る専門実践教育訓練からは、45 歳未満の離職
者のうち一定の要件を満たす人には、基本手当
日額に相当する額の 80%が支給されることと
なります。

◆支給対象講座や一般教育訓練給付金も拡充へ

IT 等の分野で活躍する人材を増やすため、
2018 年度から経済産業省が新たに認定する
講座や、文部科学省が 2019 年度から導入を目
指している「専門職大学」なども新たな給付の
対象とします。

このほか、一般教育訓練給付についても対象
の講座拡大や助成率の引上げを来夏にかけて検
討していくことにしています。

1 月の税務と労務の手続【提出先・ 納付先】

10 日

○ 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の
納付【郵便局または銀行】

※6 ヶ月ごとの納付の特例を受けている場
合には、29 年 7 月から 12 月までの徴収
分を 1 月 20 日までに納付

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場
合＞【公共職業安定所】
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始して
いる場合＞【労働基準監督署】

31 日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調
書・同合計表＞の提出【税務署】
- 給与支払報告書の提出
＜1 月 1 日現在のもの＞【市区町村】
- 固定資産税の償却資産に関する申告
【市区町村】
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第 4 期分＞【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出＜休業 4 日未
満、10 月～12 月分＞【労基署】
- 健保・厚年保険料の納付
【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出
【年金事務所】
- 労働保険料納付＜延納第 3 期分＞
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使
用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被
保険者でない場合）＜雇入れ・離職の
翌月末日＞【公共職業安定所】
- 固定資産税に係る住宅用地の申告
【市区町村】

本年最初の給料を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告
書の提出【給与の支払者（所轄税務署）】
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え
【給与の支払者】